

生活習慣病予防をめざし、 みなさんをバツクアップ!

みなさんとご家族の健康な毎日を応援する豊田通商健康保険組合の平成19年度予算と事業計画がまとまりましたので、お知らせします

医療制度改革いよいよ本格化

みなさんもご承知のように医療制度改革が昨年10月から段階的に実施されており、今年4月からも出産手当金および傷病手当金の支給額が引き上げとなるほか、標準報酬の上限・下限の範囲の拡大、また標準賞与額の上限の見直しなどが行われます。加えて、きたる平成20年度には75歳以上を対象とした新しい高齢者医療制度が施行されます。新制度への支援金や65歳〜74歳の前期高齢者医療費財政調整の納付金、さらに経過的に存続する退職者医療制度への拠出金など、あらゆる負担増に対する財政面での舵取りは従来以上に的確なものが求められることになるでしょう。

また、20年度からは健康保険組合など保険者に「40歳以上の加入者を対象とした健診および保健指導」が義務化されることが決まっています。これにより、従来よりも綿密かつ厳重な事業運営が求められます。

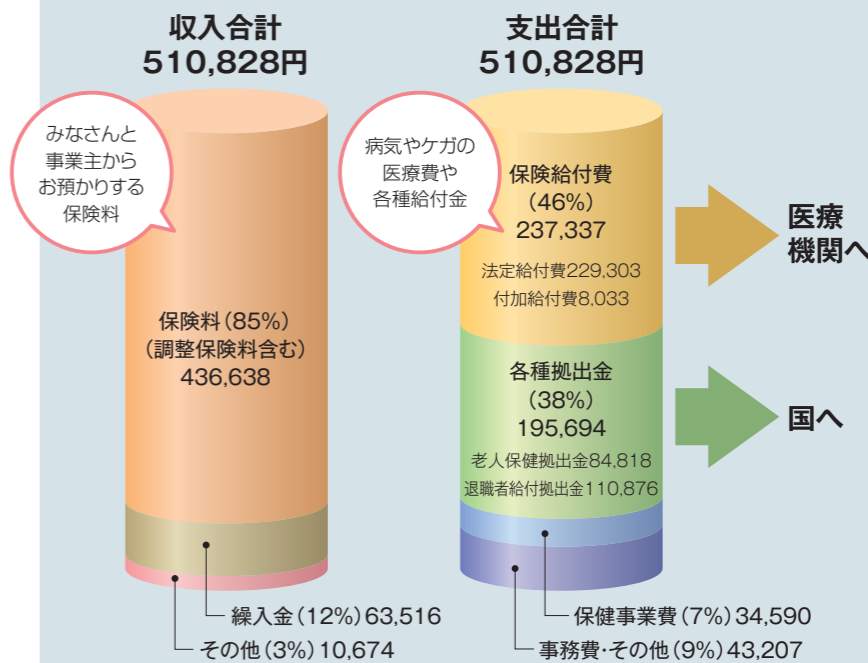
生活習慣病予防に重点

以上のような状況の中、当組合の平成19年度予算は、支出面において各種拠出金の高負担等により厳しい事業運営を強いられることとなりますが、メタボリックシンドロームに代表される生活習慣病予防のための健診事業をはじめとした保健事業にも従来通り力を入れてまいりますので、被保険者ならびにご家族のみなさんにおかれましては、日々の健康管理に努めていただき、充実した毎日をお過ごしになれますようお願いいたします。



健康保険

平成19年度健康保険予算のあらまし (被保険者1人当たり) (単位:円)



予算編成の基礎となった数値

- 被保険者数 — 7,872人
 - 男 — 5,524人
 - 女 — 2,348人
- 平均標準報酬月額 — 457,100円
 - 男 — 522,100円
 - 女 — 304,200円
- 平均標準賞与額 — 1,828千円
- 平均年齢 — 39.50歳
 - 男 — 41.70歳
 - 女 — 34.40歳
- 被扶養者数 — 9,411人
- 扶養率 — 1.19人
- 老人加入率 — 1.27%
- 保険料率 (調整保険料率含む) — 千分の60
 - 事業主 — 千分の33
 - 被保険者 — 千分の27

介護保険

平成19年度予算のあらまし

科目	被保険者1人当たり額(円)
介護保険料	85,822
合計	85,822
介護納付金	78,131
介護保険料還付金	84
積立金	7,607
合計	85,822

予算編成の基礎となった数値

- 被保険者数+被扶養者数 — 5,440人
- 被保険者数 — 3,370人
- 平均標準報酬月額 — 562,000円
- 平均標準賞与額 — 2,304千円
- 介護保険料率 — 千分の10
 - 事業主 — 千分の5
 - 被保険者 — 千分の5

平成19年度に行う 主な保健事業

●保健のPRに

- ◆機関誌「豊通健康だより」の発行(年4回)
- ◆保健事業予定ポスターの配布
- ◆雑誌「お元気ですか」の配布(年4回)
- ◆60歳以上の被保険者・被扶養者に「育児雑誌「赤ちゃん」とママ」の配布(1年間)
- ◆出産された被保険者・被扶養者に「ホームページ」の運用
- ◆特定保健指導・健康情報提供

●病気の予防に

- ◆インフルエンザ等予防接種の補助
- ◆人間ドックほか、各種健診の実施・補助

●体力づくりに

- ◆海の家・山の家の開設(夏期)
- ◆プール利用補助(夏期)
- ◆歩け歩け大会の開催(4月・10月)

●在宅療養のお手伝い(補助)

- ◆介護機器・用品の購入・借用の補助
- ◆在宅介護サービスほか、各種サービスの補助
- ◆介護保険の認定を受けられなかった方が対象となります

5月から
新しくなります

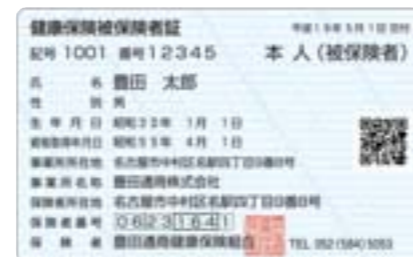
健康保険証が 紙からカード(プラスチック)に 変わります

これまでの健康保険被保険者証(健康保険証)は、世帯単位で交付されていましたが、利便性や耐久性、将来的な汎用性を考慮して、カード型の健康保険証を被保険者および被扶養者にひとり1枚交付されることになりました。

更新期間中に、これまでの健康保険証と引き換えをお願いします。

●更新期間 / 平成19年5月8日~5月31日

ひとり1枚 健康保険証カード



平成19年4月から

健康保険の



が変わりました!

膨らみ続ける医療費を抑えて、将来にわたって持続できる安定した医療保険制度をつくるため、昨年10月から医療制度の改革が段階的に実施されています。平成19年4月からの改正ポイントについてお知らせします。

傷病手当金・出産手当金の見直し

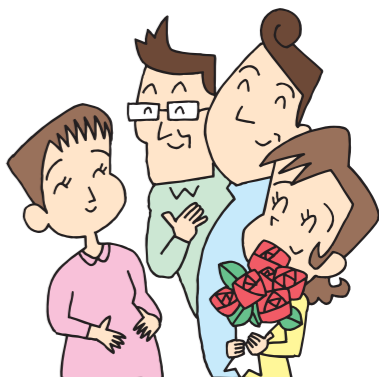
業務外の病気やけがで会社を休み、給料がもらえないときに、健康保険から支給される給付金。連続して3日以上休業などの条件にあてはまれば、1年6カ月の間受けられます。



改正1 これまで、休業1日につき標準報酬日額の60%だった支給額が、ボーナスの負担を含めた水準に見直され、標準報酬日額の3分の2に引き上げられました。

改正2 任意継続被保険者の傷病手当金と出産手当金が廃止になりました。

改正3 退職後(資格喪失後)6カ月以内の出産に対する出産手当金が廃止されました。



? 資格喪失後に受けられる給付とは

退職により健保組合の被保険者資格がなくなっても、1年以上の被保険者期間があり一定の条件を満たせば、退職後も継続して受けられる給付です。

- 傷病手当金 (退職時に受けていた人)
- 出産手当金 (退職時に受けていた人)
- 出産育児一時金 (退職後6カ月以内に出産した人)
- 埋葬料 (退職後3カ月以内に亡くなった等)

平成19年3月まで
標準報酬日額の60%

引き上げ
平成19年4月から
標準報酬日額の3分の2

平成19年3月31日に給付を受けていた人はどうなる?
3月31日までは従来どおり、4月1日以降は標準報酬日額の3分の2となります。

平成19年3月31日に給付を受けていた人はどうなる?
平成19年3月31日時点で傷病手当金や出産手当金を受けていた人には、平成19年4月1日以降も支給される経過措置があります。

平成19年3月31日に給付を受けていた人はどうなる?
平成19年3月31日時点で出産手当金を受けられる人には、平成19年4月1日以降も支給される経過措置があります。

標準報酬月額や

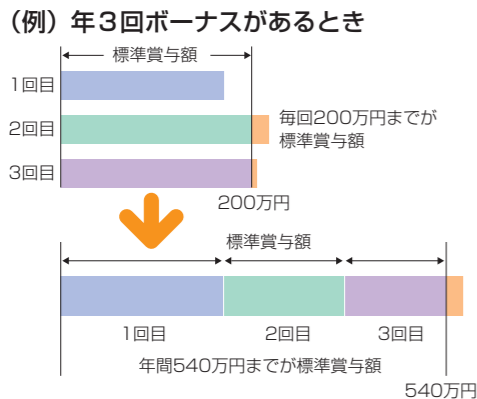
健康保険料を決めるものとなる額で、月収をもとに区切りのよい幅で区分したものです。

標準賞与額の見直し

ボーナスの1,000円未満を切り捨てた額。これに保険料率をかけた額がボーナスから負担する保険料になります。

改正4 これまで1等級(98,000円)から39等級(980,000円)に区分されていた標準報酬月額の上限と下限の範囲を見直し、1等級(58,000円)から47等級(1,210,000円)に広がりました。

改正5 標準賞与額は、これまで、ボーナス1回あたり200万円が上限となっていました。が、年間540万円に見直されました。

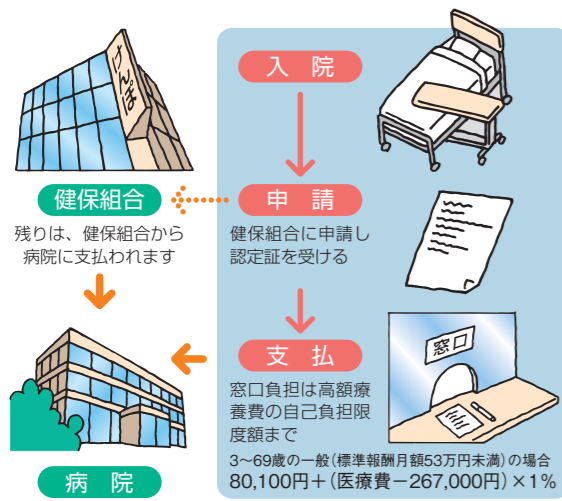


年4回以上のボーナスは「報酬」になります。
年3回まで支給されるボーナスについては標準賞与額として負担しますが、年4回以上支給される場合は報酬の中に含まれ、標準報酬を算定する基礎に組み込まれます。

入院時の窓口負担額が変更

改正6 入院時に支払う医療費が自己負担限度額までになりました。

70歳未満の人が入院し、医療費が高額になったとき、従来は自己負担分(3割、3歳未満2割)をいったん支払い、後日高額療養費として払い戻しを受けることになっていました。
平成19年4月からは、事前に健保組合に申請し認定証の交付を受けておけば、入院時の医療機関での支払いが自己負担限度額までで済むようになります。



すこやかに安心して暮らすために

人間ドックを受けましょう

自分の健康を守るのは自分自身だけです。健康に不安のある人はもとより、今は健康だという人も、気づかぬうちに進行してしまう生活習慣病を予防、早期発見治療するために、年に1度は健康チェックをしたいもの。当健保組合では30歳以上の方を対象に人間ドックの補助を実施しています。積極的に受診してください。

- 人間ドックの受診条件
 - ・ 30歳以上、1年に1回
 - ・ 30歳以上の方は毎年受診できます! ぜひ、どうぞ!!
 - ・ 本人と家族
 - ・ 奥様とご一緒にどうぞ。(健康保険証に名前が記載されていること)
- 自己負担額
5,000円を受診機関の窓口でお支払いください。再検査の費用は自己負担となります。

- 注意事項
オールトヨタ巡回主婦健診を受診された方、または予約された方は人間ドックを受けられません。
※人間ドックの受診結果については、健康の保持・増進をはかるために、健康保険組合、保健医療従事者が使用します。
- 問い合わせ先
豊田通商健康保険組合 浜木・村井まで
TEL 052-584-5333 FAX 052-584-5495

